

パナマにおける新型コロナウイルス感染の現状と活動制限の現状

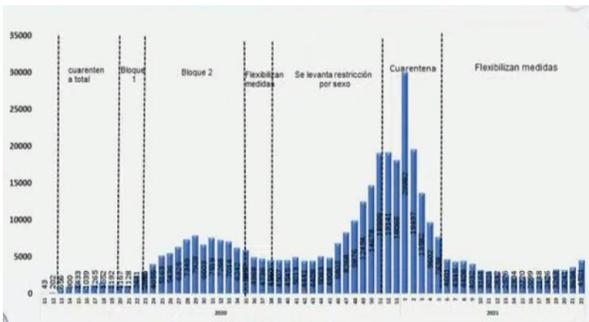
令和3年6月9日
在パナマ大使館

新型コロナウイルス感染にかかるパラメーターの目標と現状

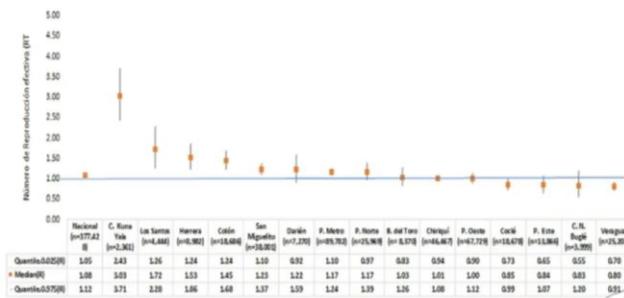
項目	目標	現状 (括弧内は前週比)
1週間の新規感染者数	—	4,521(+867)
1週間の新規死亡者数	—	26 (-15)
検査陽性率	—	6.4%(+0.8)
実効再生産数(Rt)	1.0以下	1.08(+0.09)
致死率	3%未満	1.7% (±0)

(出典:6月8日パナマ保健省発表)

感染者数の推移



実効再生産数(Rt)



(出典:6月8日パナマ保健省発表)

(注) 汎米保健機構のレポートは隔週発表のため、今回報告には保健省会見時の資料を使用しています。

活動制限の現状

	保健省発表による規制措置等 (パナマ県・西パナマ県)
1 夜間外出禁止 (継続)	6/7より、パナマ県において、全ての曜日で午後10時から午後4時まで夜間外出禁止時間を延長 (従来の午後12時より2時間繰上げ)。 ただし、サンフェリペ地区、タボガ島、西オトケ、東オトケは従来の措置を維持。
2 経済活動等	6/7より、パナマ県におけるレストラン等の商業施設の営業終了時間は午後9時。(従来の午後11時より2時間繰上げ)。 ただし、サンフェリペ地区、タボガ島、西オトケ、東オトケは従来の措置を維持。
3 その他措置等	(1) アパート等建物の共有スペースとプールの使用許可 (ファミリーバブルの維持、収容可能人数の25%まで) (2) ビーチ・河岸の滞在許可: 4/5以降、全ての曜日で午前6時から午後6時まで (アルコール販売・消費の禁止) (3) 4/19より、オープンスペースのスポーツ観戦の許可 (収容可能人数の25%まで。アルコール販売は禁止) (4) 5/3より、オープンスペースのレストラン&バー等におけるライブ演奏 (6人以下) の許可 (ダンスの禁止及び収容可能人数の25%まで)